

【議案第 28 号】
令和 7 年度浜田市一般会計予算

私は、議案第 28 号令和 7 年度浜田市一般会計予算の原案に賛成し、修正案に反対の立場から討論をします。

初めに、原案と修正案の違いを確認します。原案では、三桜酒造跡地を核とした浜田駅周辺活性化基本構想策定事業が含まれていますが、修正案ではこの事業が全て除かれています。原案で取り組もうとしている基本構想策定事業においては、老朽化により早期に建替えが必要とされている浜田郷土資料館と、石見神楽伝承内容検討委員会から提言により、石見神楽の保存伝承のための拠点施設の検討が必要とされたことから、浜田郷土資料館と、石見神楽保存伝承施設の二つの複合施設として整備できないかと、たたき台としての案を模索する事業が含まれています。

浜田郷土資料館は、ご承知のとおり、昭和 25 年に社会保険事務所として建築された建物を浜田郷土資料館として取りあえず使用している状態で、郷土資料館としての専用施設ではありません。そのため、文化財の展示や収蔵スペースは狭く、施設は経年劣化による雨漏りが心配されるほど劣悪と言えます。一方、石見神楽の保存伝承施設は、石見神楽をつくり出したまちを具現化する意味で重要と考えます。施設は、提言書が示すように、神楽を支える面や衣裳や蛇胴など、物としての文化的価値を高め、拠点施設としての検討を示しています。また、神楽社中など、活動する人への理解増進にも寄与し、石見神楽のブランドとしての価値を表し、来場者を通して全国へ、そして世界へ発信する誇れる施設となるでしょう。この二つを複合施設とすることが、歴史文化の観点から親和性が高いことや、併設することによって収蔵設備等を共有化することができます。そのため、整備費や運営費が圧縮できる合理性があり、展示や収蔵や研修などの部屋の面積等の規模感を示して、実現への可能性を検証し、ともに考える情報を市民へ提示していく意味において、この事業は必要と考えます。一方、修正案は、この基本計画策定事業を除く内容です。したがって、郷土資料館や、石見神楽の文化伝承への議論や作業をストップさせる内容と言えます。

もう一つ指摘をしておくことが、国からの補助金である過疎債の活用ができる年数が少なくなっていることです。

2025 年度の国の予算規模 115 兆 5415 億円のうち、新規国債は 28 兆 6490 億円です。つまり、25%が借金で国は運営していると言えますので、国は歳出を抑えながらも新たな事業へシフトするために、過疎債の交付を確実に減少させる方向にあります。ということは、議論や作業を進めて合意形成の努力に時間がかかり、結論を得ることが遅くなったとしたときには国からの補助が得られない状態になり、浜田郷土資料館の

令和7年3月定例会議 大谷 学議員 賛成討論

建替えさえも困難になる事態が想定されます。

つきましては、修正案には反対し原案に賛成の意思を示し、議論と作業の必要性を世に示していただきたいと思います。

最後に、先人たちがつくり伝えてきた歴史文化芸能を、正しく確かに伝える施設の実現に向けご理解をお願いします。そして来る万国博覧会で、石見神楽が演じられます。世界へ石見神楽のすばらしさが発信されます。出演される舞手の方々、とりわけ未来を支える子どもたちにエールを送っていただくことをお願いし、原案に賛成し修正案に反対する立場からの討論を終わります。